

第1案

新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">新たな価値づくり研究開発支援補助金交付要綱</p> <p>第1条～第2条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）代表事業者 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）において、応用・実用化開発及び事業化の中核を担う者で、広島県内に事業所（本社、開発拠点等）を有する製造業者等をいう。</p> <p>（2）製造業者 総務省が所管する日本標準産業分類（第13回）「大分類E製造業」に属する事業を営む事業者をいう。</p> <p>（3）（略）</p> <p>（4）（略）</p> <p>第4条～第23条（略）</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2年6月30日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2年広島県議会9月定例会における「県第67号 令和2年度広島県一般会計補正予算（第5号）」が可決した日から施行し、施行日後に交付決定を行う令和2年度分の補助金から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年広島県議会2月定例会における「県第1号 令和3年度広島県一般会計予算（第1号）」が可決した日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年8月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和4年広島県議会2月定例会における「県第1号 令和4年度広島県一般会計予算」が可決した日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和4年広島県議会12月定例会における「県第92号 令和4年度広島県一般会計補正予算（第4号）」が可決した日から施行し、施行日前に交付決定された補助金については、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和5年5月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和5年広島県議会12月定例会における「県第89号 令和5年度広島県一般会計補正予算（第3号）」が可決した日から施行し、施行日前に交付決定された補助金については、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">新たな価値づくり研究開発支援補助金交付要綱</p> <p>第1条～第2条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）代表事業者 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）において、応用・実用化開発及び事業化の中核を担う者で、広島県内に事業所（本社、開発拠点等）を有する製造業者等をいう。</p> <p>（2）製造業者 総務省が所管する日本標準産業分類（第14回）「大分類E製造業」に属する事業を営む事業者をいう。</p> <p>（3）（略）</p> <p>（4）（略）</p> <p>第4条～第23条（略）</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2年6月30日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2年広島県議会9月定例会における「県第67号 令和2年度広島県一般会計補正予算（第5号）」が可決した日から施行し、施行日後に交付決定を行う令和2年度分の補助金から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年広島県議会2月定例会における「県第1号 令和3年度広島県一般会計予算（第1号）」が可決した日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年8月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和4年広島県議会2月定例会における「県第1号 令和4年度広島県一般会計予算」が可決した日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和4年広島県議会12月定例会における「県第92号 令和4年度広島県一般会計補正予算（第4号）」が可決した日から施行し、施行日前に交付決定された補助金については、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和5年5月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和5年広島県議会12月定例会における「県第89号 令和5年度広島県一般会計補正予算（第3号）」が可決した日から施行し、施行日前に交付決定された補助金については、なお従前の例による。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和7年1月10日から施行し、施行日前に交付決定された補助金については、なお従前の例による。</u></p>

別表 1 (第 6 条関係) (略)

別表 2 (第 6 条関係) (略)

様式第 1 号 (第 7 条関係)

別紙 1

事業計画書

1 ~ 2 (略)

3 過去に受けた当該補助金

補助金名	年度	テーマ名	補助金の額
<u>ものづくり価値創出支援補助金</u>			千円

4 ~ 8 (略)

様式第 1 号 (第 7 条関係) 別紙 2 ~ 様式第 14 号 (第 21 条関係) (略)

別表 1 (第 6 条関係) (略)

別表 2 (第 6 条関係) (略)

様式第 1 号 (第 7 条関係)

別紙 1

事業計画書

1 ~ 2 (略)

3 過去に受けた当該補助金

補助金名	年度	テーマ名	補助金の額
<u>新たな価値づくり研究開発支援補助金 (旧ものづくり価値創出支援補助金)</u>			千円

4 ~ 8 (略)

様式第 1 号 (第 7 条関係) 別紙 2 ~ 様式第 14 号 (第 21 条関係) (略)